

## ■ 令和3年度 地域新電力事業調査特別委員会活動報告

### 1. 今年度の活動方針

地域新電力事業については、令和元年11月に提出されたパシフィックパワー株式会社による事業化可能性調査結果を踏まえ、令和2年度には、岡山電力株式会社を委託先として会社設立に向けた「創業事業計画」を策定。令和3年2月に「延岡市地域新電力会社創業事業計画」が示され、市議会および市民に対して説明がなされたところである。

令和3年3月議会において、「地域新電力会社設立事業」として、令和3年度一般会計補正予算が提案されたが、その事業費について歳入歳出予算を減額する修正案を可決し、その後の再議についても、先の議決のとおり決定がなされた。

さらに、令和3年6月議会において、再度、「地域新電力会社設立事業」として、令和3年度一般会計補正予算が提案されたが、その事業費について歳入歳出予算を減額する修正案を可決するとともに、議案第6号令和3年度延岡市一般会計補正予算に対する附帯決議が決定されたところである。

令和3年3月議会における修正案の提案理由として、「電源の安定調達」、「容量市場制度の導入に伴う相対電源の調達単価見直しの必要性」等の課題に加え、市民への理解・浸透を図る意味でも、もう少し時間をかけて検討すべきであることなどを挙げていることから、本委員会では、令和3年度の調査として、「市当局への調査」、「自治体新電力会社への調査」、「国の動向調査」等を行うことを決定し、先進地視察については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて判断するとしたところである。

### 2. 今年度の活動経過

今年度は、活動方針を踏まえ、下表のとおり活動を進めてきた。

|   | 開催月日       | 調査内容等                                 |
|---|------------|---------------------------------------|
| — | 令和3年 4月14日 | * 「電力会社設立を考える市民の会」との意見交換              |
| — | 5月12日      | * 「暮らしやすい延岡を願う会」との意見交換                |
| 1 | 5月12日      | * 今年度の活動方針の協議                         |
| — | 5月31日      | * 市当局への調査依頼                           |
| 2 | 6月23日      | * 調査回答に関する協議                          |
| — | 6月7日       | * 創業事業計画策定委託業者（岡山電力株式会社）への調査依頼        |
| — | 7月13日      | * 地域新電力会社（7者）への調査依頼                   |
| 3 | 7月29日      | * 調査回答に関する協議                          |
| — | 8月10日      | * 経済産業省資源エネルギー庁・岡山電力株式会社・大手電力会社への調査依頼 |
| 4 | 9月15日      | * 調査回答に関する協議                          |
| 5 | 10月27日     | * 調査項目に関する協議                          |
| — | 11月10日     | * 岡山電力株式会社への調査依頼                      |
| — | 12月1日      | * 地域新電力会社（1者）への調査依頼                   |
| 6 | 12月15日     | * 調査回答に関する協議                          |
| 7 | 令和4年 2月17日 | * 委員会活動報告に関する協議                       |
| 8 | 3月11日      | * 市当局からの説明                            |
| 9 | 3月23日      | * 委員会活動報告に関する協議                       |

### 3. 市民団体との意見交換

地域新電力事業については、延岡市民も高い関心があり、市当局が行ったアンケート調査に対して多くの意見が寄せられていたところである。

市議会としても、より多くの市民の意見を聞く必要があるとの考えのもと、2つの市民団体と意見交換を行った。各団体の主な意見は以下のとおりである。

#### 電力会社設立を考える市民の会

- 国の大きな政策の動向が決まってからでも十分設立は間に合うので、もう一度立ち止まり、リスクの分析をし、市民にわかりやすく説明会をしながら理解を求めてはどうか。
- 新電力会社の販売店や代理店などに携わっている民業が市内に多くある中で、民業圧迫になるのではないか。
- 新財源の確保に対する考え方としては今までにない取り組みで全く異論はないが、この1、2年の新電力会社の状況の変化を見た時に不安要素が多い。

#### 暮らしやすい延岡を願う会

- 他の市では電力会社が設立できて、延岡市において設立できないはずがない。
- 市議会議員は、新電力事業について地域の方々に正しく周知してきているのか。
- 生活困窮者でも、支払う電気代で市の財源として協力できることは嬉しい。
- 電力の自由化は国の進める事業であるが、反対するのは政府の施策に逆行している。
- 高齢者ばかりで将来の税収入が減少している中で、財源確保に電力会社は妙案である。

#### 4. 地域新電力会社創業事業計画策定委託業者に対する調査

令和2年度における市当局及び創業事業計画策定委託業者である岡山電力株式会社に対する調査を踏まえ、「電源の安定調達」、「容量市場制度の導入に伴う相対電源の調達単価見直しの必要性」などの課題に対して、さらに理解を深める観点から、岡山電力株式会社に対して下記のとおり調査を行った。調査内容および回答については以下のとおりである。

|  |  |
|--|--|
| ① 電源の調達先名  | 日本卸電力取引所（JEPX）、常時バックアップ契約、相対契約   |
| ② バランシンググループの決算  | バランシンググループに法人格はないため決算書は存在しない。  |
| ③ バランシンググループについて電源調達をしている相対契約先名                                | 大手電力会社および新電力会社   |
| ④ バランシンググループについて仮に、現行制度で変更がない場合、容量拠出金の支払いは発生するのか。              | 現行制度が2024年度の容量確保のために2020年にオークションが実施された容量市場制度である場合、そのまま制度が実施されれば容量拠出金の支払いは発生する。ただし、現行制度のままであれば、制度上、相対契約による調達価格も安くなると考えている。現在、経済産業省等でも制度に対して審議中であり、まだ決定していない以上、審議の動向を注視している。 |
| ⑤ 決算には、代表を務めるバランシンググループの収支は含まれているのか。                           | 売上にはバランシンググループ各社への電源卸売上（電源卸売上、託送料金）受給管理費用が含まれている。  |
| ⑥ バランシンググループ分のみの収支は。   | 原価に関しては岡山電力を含むバランシンググループ全体で仕入れを行っているため、バランシンググループのみの収支資料は作成していない。  |
| ⑦ 令和3年2月の調査において、2026年までは卸金額10円/kwhで卸し続けることができるとの回答であったが、その根拠は。 | 延岡市からの正式な依頼があれば回答したい。  |
| ⑧ 経済産業省の「容量市場に関する既存契約見直し指針」に関し、適切な契約内容の見直しについての見解は。            | 延岡市からの正式な依頼があれば回答したい。  |

## 5. 電力事業に関する調査

今後の電力市場において、容量市場制度については重要視すべき事項であり、その制度設計によっては、小売電気事業者の経営・収支に影響を与えかねない制度であるとの認識のもと、現在、事業を進めている電力事業者に対して、容量拠出金の影響や経営状況等について、下記のとおり調査を行った。調査内容および回答については以下のとおりである。

- (1) 2020年11月9日付で梶山経済産業大臣および小泉環境大臣宛「自治体新電力協議会からの容量市場制度に関する意見書」を提出した「エネルギー・地方創生ネットワーク協議会メンバー」および「本意見書に賛同する自治体新電力会社」から選定  
 ※本意見書は、25社の新電力会社（自治体新電力会社）より、容量市場制度の全面的見直しなど5項目について要望するもの

| ① 容量拠出金が経営・収支に与える影響を、現時点でどのように考えているか。  |  |
|--|--|
| A社                                     | 会社の収益に大きく影響を与えるものと認識している。  |
| B社                                     | 容量拠出金については、弊社だけではなく多くの小売電気事業者において大変重要な課題と考えている。<br>今後、業界動向および同業他社と情報交換を通して、具体的な対応策について検討していく予定である。   |
| C社                                     | 容量拠出金については、その具体的な金額が未定であり、その負担を会社で抱えるのか、お客様の電気料金へ一定程度転嫁するのも各社未定の状況と認識している。<br>経営・収支に少なからず影響を与えているが、会社として将来の経営体力をつけるべく、地域還元とバランスをとった内部留保を目指すことが先決であると考えている。 |
| ② 容量拠出金の試算をしているか。している場合、金額または売上高との割合は。 |  |
| A社                                     | 試算している。<br>実際は、前年度と当該年度の実績によって拠出金額は算定されるが、現段階では、売上の1割相当として考えている。   |
| B社                                     | 現在、試算していない。  |
| C社                                     | (①の回答に含む)  |
| ③ 容量拠出金を試算している場合、今後の経営計画への計上の有無は。      |  |
| A社                                     | 当該年度の費用として計上する。  |
| B社                                     | —  |
| C社                                     | (①の回答に含む)  |

※④以降はC社へのみ調査

| ④ 地方公共団体への寄付金の申告の仕方は。                    |   |
|--|---|
| C社                                       | 地方公共団体への寄付金は全額損金となるので、申告もその形で行っている。事前に税務署に損金扱いについて問題がないか確認をした上で実施している。            |
| ⑤ 令和3年11月末時点の電力提供先（公共施設・民間事業所・一般家庭）の割合は。 |   |
| C社                                       | 【契約件数ベース】<br>公共施設 23%、民間事業所 62%、一般家庭 15%<br>【売上ベース】<br>公共施設 39%、民間事業所 58%、一般家庭 3% |

|   |   |
|---|---|
| <b>⑥ 令和3年11月の電源調達割合は。</b>   |   |
| C社  | JEPX83%、他社相対電源15%、特定卸（太陽光）2%<br>※その都度、調達先・割合は変更される。   |
| <b>⑦ 令和3年度決算見込みは。（令和2年度と比較した場合、売上高・売上総利益金額・経常利益額・当期純利益金額の見込み）</b> |   |
| C社  | 令和3年度（1～12月）の売上高は、約3億円（前年度+約1.1億円）の見込み。その他売上総利益金額などについては、電源仕入れにかかるJEPXの動向に左右されることや、令和3年1月のJEPX高騰分のインバランス料金の還元の議論があること等を踏まえて、見込み算出は困難。 |
| <b>⑧ 令和3年度の寄付および利益剰余金の見込みは。</b>                                   |   |
| C社  | なし  |

(2) 令和2年12月以降に新規登録した事業者より選定

※4事業者に調査を依頼したが、下記の2者よりのみ回答

|   |  |
|---|--|
| <b>① 容量拠出金が経営・収支に与える影響を、現時点でどのように考えているか。</b>  |  |
| D社  | 容量拠出金について、2024年においては単純計算で2円強/kwhの仕入れコスト増になると承知している。一方で、当拠出金は発電事業者の手に渡るものであり、理屈上はその分卸値の値下げにつながるはず、と理解している。実際は満額そのまま値下げ原資に回るとも思えないが、100%コスト増につながるともいえないということになる。したがって、いくらかの利益の圧縮になる可能性は否めないものの、その規模についてはいまだ不透明と考えている。  |
| E社  | 2020年度オークション結果について、現状の制度どおりに2024年度に徴収された場合、小売電気事業分野における収支は悪化すると考える。  |
| <b>② 容量拠出金の影響があるとの考えがある場合、影響があるにもかかわらず新規登録をした理由は。</b>                                   |  |
| D社  | 影響があるものの、その影響額は不透明であると考えているが、最大の影響を考慮しても2円強/kwhであると考えている。最大の影響額を考慮しても利益を確保できるとの見通しがあったので参入を決断している。   |
| E社  | 1) 小売電気事業登録の目的は電力小売単独での事業展開ではなく、既存事業（太陽光発電システムの設計施工）と組み合わせることでの新規事業開発であること。<br>2) 自然エネルギー由来の電源開発および自家消費との組み合わせでの地域分散型電力網を志向しており、PPA等小売電気事業に限らない分野での事業進展を主要事業と位置付けていること。<br>3) 現行制度下では、小売電気事業登録がなければ他者の発電電力を他需要家へ融通することができないため、需要家への安定電力供給の観点からも事業登録が必要と考えたこと。<br>4) 容量市場の仕組み自体に制度変更の議論があり、2020年度落札結果による拠出金総額、負担方法についても変更（負担軽減）の可能性があること。 |
| <b>③ 容量拠出金を試算しているか。している場合は金額または売上高との割合は。また、創業計画や経営計画への計上の有無は。していない場合は今後の計画への計上の有無は。</b> |  |
| D社  | 現時点では具体的に試算はしていない。影響額が判明次第、早急に経営計画に計上する。   |
| E社  | 概算のみ行った。電源調達コストリスクの一部として参考報告。小売事業部分の継続可否に関わるものとして調査および経営会議への報告を継続中。  |

(3) 大手電力会社

|  |  |
|--|--|
| <b>① 容量拠出金を試算しているか。している場合、今後の経営計画への計上の有無は。</b>                             |  |
| 2020年9月の容量市場メインオークション約定結果の公表（電力広域的運営推進機関）を受け、容量拠出金を試算のうえ、その影響を経営計画へ計上している。 |  |

## 6. 国の動向の調査

2016年に電力の小売全面自由化がスタートして以降、多くの小売電気事業者が参入して電力分野のビジネスが活発化してきている一方で、供給力不足や、電気料金の高止まり、調達電源を確保できない等、新たな問題も生まれてきている。そこで、こうした問題に対応し、将来にわたって電力を安定的に供給していくために、2020年から「容量市場」が創設され、小売電気事業者は2024年度から容量市場への支出が追加的に発生することとなった。

一方で、内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」は「容量市場については、その必要性自体から慎重に再検討すべき」とし、一時凍結し、廃止を含め抜本的に再検討すべきであると提言されているが、2020年、2021年ともにオークションが実施されたところである。

容量市場・容量拠出金については、新電力会社の経営に大きな影響を与えることが想定されるため、国の動向を注視していく必要があることから、経済産業省（資源エネルギー庁）に対して下記のとおり調査を行った。調査内容および回答については以下のとおりである。

|   |
|---|
| ① 容量市場について、抜本的な見直しに向けた議論がなされている中、ゼロベースで見直すことになるのか。<br>そうした場合は、何年度からの見直しになるのか。   |
| ② 見直し議論がなされている中で、2024年の容量拠出金の金額の変更があるのか。  |
| ③ 見直し議論がなされている中で、2025年の容量拠出金に関するオークションは確実に行われるのか。   |
| ④ 容量市場において、「小売電力自由化を妨げるような制度見直しは行わない」としているが、それは「すべての小売電気事業者が立ち行かなくなるような制度の見直しを行う」と理解してよいか。  |
| ⑤ 制度見直しについては、容量市場・容量拠出金に関することのみなのか。他にも見直す制度があるのか。   |
| 昨年実施したオークション結果を踏まえた主な制度見直し内容は、これまで進めてきた小売自由化の流れに沿ったもので、小売電気事業者が必要な供給力を確保することを前提としており、本年（2021年）10月に行われる2025年度向けのオークションから適用される。<br>（主な制度見直し内容については「総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第4次中間取りまとめ」を参照されたい） |
| ⑥ 本市で予定している電力会社は設立前（登録前）であるが、オークション結果の開示請求は可能か。   |
| 昨年実施したオークション結果については、既存の小売電気事業者のみ情報開示請求が可能だが、本年（2021年）10月に実施する2025年度向けのオークション以降は、落札した電源の事業者名や落札容量等が公表される予定である。   |

## 7. 本特別委員会での意見

これまでの調査を踏まえ、本特別委員会内において、本市が設立を予定している地域新電力会社における課題等について意見交換を実施した。その主な内容は下記のとおりである。

### 〔容量市場・容量拠出金〕

- 他新電力会社から、「容量拠出金を試算している」または、「容量拠出金は経営・収支に少なからず影響がある」との回答を得ている。容量市場のオークションが行われている中、本市の新電力会社がどの程度、容量拠出金を支払わなければならないか、計画として試算はできるのではないか。
- 容量拠出金を経営計画へ計上すべきではないか。

### 〔電源調達〕

- 創業事業計画では卸単価 10 円/kwh としているが、夏冬の電力需要の増加や市場価格の高騰を受けて、状況によっては変動する可能性もあり、卸単価 10 円/kwh としている根拠もあいまいである。
- バランシンググループの経営によって、単価は上下する可能性がある。
- 容量拠出金分、電源調達価格の交渉ができるはずで、国の示す「容量市場に関する既存契約見直し指針」に準じる旨が確約されなければ、創業事業計画としては不十分である。

### 〔電力の提供先〕

- 新電力会社の新規登録は増えているものの、多くは、自主電源を持つ事業者や、一般家庭への販売はない事業者である。本市のように、低圧電源のみで経営が成り立つのか疑問が残る。

### 〔会社経営の継続性〕

- 市民に電気料金を安く提供できることに反対するものではない。しかしながら、電源調達の経費がかさみ、会社が破綻するようなことになれば意味がない。会社を存続させるためにどうすべきかを考える必要がある。

### 〔人材確保〕

- 現時点での創業事業計画では従業員の人件費が増えていない。会社を継続させるためには、人材確保も重要な視点と考える。人件費の割合が増えていくような会社経営がなされていくかどうか監視していかなければならない。

### 〔脱炭素社会への貢献〕

- 市当局は、将来的には、再生可能エネルギーや卒 FIT 電源を活用して、環境保全や脱炭素社会へ貢献する旨の発言をしているが、新電力会社が新たに太陽光パネルを増設するのであれば、脱炭素社会に貢献していることになるが、卒 FIT 電源を活用しても、脱炭素社会に貢献することにはならない。
- 料金が高くても環境に良いものという価格設定を設けることになれば、電気代の引下げによる市民、事業所の「実質的可処分所得」の向上という地域新電力会社設立の目的からすると合わない。

## 8. まとめ

本特別委員会では、昨年度の調査経過や、一般質問および予算審査特別委員会での市当局の答弁を踏まえ、今年度、改めて調査方針を協議し、創業事業計画策定委託業者である岡山電力株式会社をはじめ、他の地域新電力会社や国への調査を進めてきた。

特に、「電源調達」「容量市場制度の影響」等を課題として調査を行ってきたが、これまでの調査の中では、創業事業計画上の電源調達の卸金額の信憑性・妥当性について明確な回答を得ることはできなかった。また、容量市場・容量拠出金が経営・収支に与える影響については、他の新電力会社から、国の制度の動きがある中で影響額は不透明ではあるが、少なからず影響を受けるとの認識があるとの回答を得ており、容量市場制度の影響については不安要素であることは否めず、課題が払拭されたとは言い難いところである。

現在の電力市場においては、夏冬の電力需給の逼迫や燃料価格の高騰により、大手電力会社をはじめ、新電力会社は厳しい経営状況を迫られている。また、4年後の電力の供給力を売買する「容量市場」の取引価格は、2020年のオークションにおいて高値であった一方、2021年においては急落するなど、大きくぶれる結果となっている。

さらに、再生可能エネルギーの活用や脱炭素社会に向けた取り組み等、電力市場に新たな動きが見られている中で、本事業は市が100%出資するものであることから、安定性・継続性が確保される事業であるかどうか、十分に検討されるべきものと考ええる。

加えて、市当局において説明会や意見募集を行っているものの、電力供給の仕組みや電力市場の動向など、新電力会社を取り巻く状況については、市民への周知はまだ不十分であると考ええる。市当局におかれては、地域新電力会社設立の趣旨等に加え、本特別委員会が出された意見や課題を明確にするとともに、電力業界の動向についても、市民に対して十分な説明を求めるものである。

以上のことを踏まえ、本特別委員会におけるこれまでの調査結果を参考にし、費用対効果と合わせ、本事業の継続性や目的が確実に果たせられるかどうかという視点に立ち、審議されることを期待するところである。

## 参 考 資 料

### 【容量市場】

将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加して供給力を確保する仕組みのこと。

### 【容量市場の価格の決めり方】

#### □電力広域的運営推進機関（広域機関）

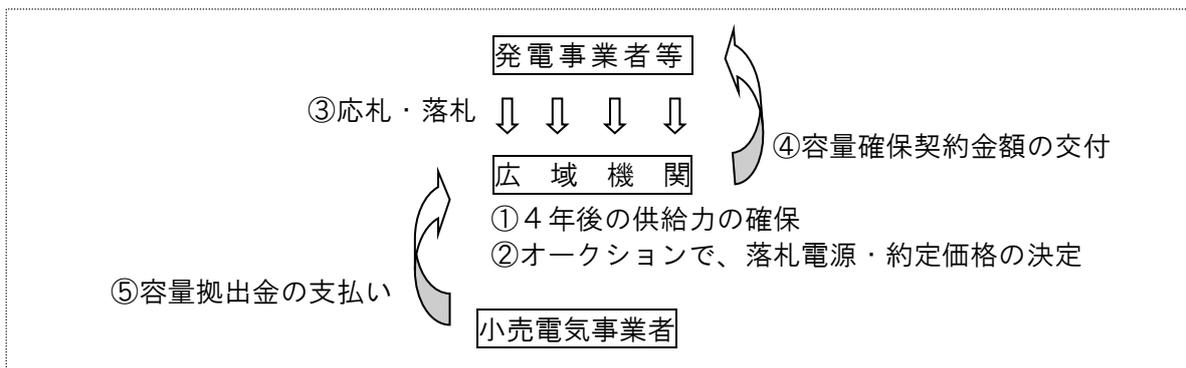
- ① 4年後使われる見込みの電気の最大量（最大需要）を試算し、その需要を満たすために必要な「4年後の電力の供給力」を算定。
- ② オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定。

#### □発電事業者等

- ③ オークションに応札し、落札した場合、供給力を提供。
- ④ 電力を供給可能な状態とするよう発電所のメンテナンスなどをおこない、広域機関から対価（容量確保契約金額）を受け取る。

#### □小売電気事業者

- ⑤ 将来必要となる電源の容量を確実に確保する対価として、広域機関にその費用（容量拠出金）を支払う。



### 【既存の相対契約】

#### □容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払う。

- 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生する。
- 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができる。

